

佐賀労働局発表  
令和6年8月28日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課  
健康安全課長 小林 克之  
地方労働衛生専門官 鷺崎 政子  
(電話) 0952-32-7176

## 『第75回 全国労働衛生週間』を10月に実施します

期間：令和6年10月1日(火)～7日(月)  
[準備期間(9月1日(日)～30日(月))]

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で75回目になります。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間各事業場において、職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

今年は、

**「推してます みんな笑顔の 健康職場」**

をスローガンとして、全国労働衛生週間を実施します。(資料1参照)

令和5年の佐賀県内における定期健康診断の有所見率(異常所見のあった者の割合)は、**61.6%と過去2番目の高さ**であって、全国平均より2.7ポイント高くなっています。

また、佐賀県内における令和5年度の「精神障害に係る労災決定件数」は、前年度と比べて**10件増加**しました。(資料2参照)

さらに、令和5年度には、佐賀局において化学物質による死亡災害も発生しています。(資料3参照)

このような状況を踏まえて、佐賀労働局(局長 城寿克)、各労働基準監督署では、全国労働衛生週間の期間及び準備期間中に、

- 各地区において事業主説明会(全国労働衛生週間説明会)の開催
- 化学物質等の有害物を取扱う事業場に対するリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施促進を念頭に置いた監督指導等

を行うほか、

- 事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- 作業環境管理・作業管理・健康管理(労働衛生3管理)の推進
- 労働者への安全衛生教育の徹底

などの取組を呼びかけることとしています。

## 佐賀県内の各地区で行う事業主説明会（全国労働衛生週間説明会）の開催日程

地区	日時	場所	特別講演
佐賀	令和6年9月11日 (水)13:30~	アバンセ (佐賀市天神3丁目2-11)	「腰痛予防改善の知識とストレッチ実践」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター 秋永 尚宏 氏)
鳥栖	令和6年9月5日 (木)13:30~	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	「腰痛予防改善の知識とストレッチ実践」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター 秋永 尚宏 氏)
唐津	令和6年9月13日 (金)13:30~	唐津市文化体育館 (唐津市和多田大土井1-1)	「職場におけるメンタルヘルス」 (講師:佐賀県精神保健福祉センター 所長 宮下聡 氏)
武雄 鹿島	令和6年9月5日 (木)13:30~	鹿島市生涯学習センター エイブル (鹿島市)大字納富分2700-1	「働き盛り世代の歯と口の健康について」 (講師:佐賀県健康福祉政策課 櫛山実寿 氏)
伊万里 有田	令和6年9月6日 (金)13:30~	焔の博記念堂 文化ホール (西松浦郡有田町黒川甲1788)	「職場におけるメンタルヘルス」 (講師:佐賀県精神保健福祉センター 所長 宮下聡 氏)

## 各地区申込・問合せ先

佐賀・鳥栖 佐賀労働基準監督署  
事前申込不要  
(電話:0952-38-5411)

唐津 唐津労働基準監督署  
受付サイトにて申込(令和6年9月6日(金)まで)  
または唐津労働基準監督署へ電話申込  
(電話:0955-73-2179(担当:溝上))

唐津・申込



武雄・鹿島 武雄労働基準監督署  
事前申込不要  
(電話:0954-22-2165)

伊万里・有田 伊万里労働基準監督署  
伊万里労働基準監督署へ電話申込  
(電話:0955-23-4155(担当:丸尾))

※ 詳細は、佐賀労働局「令和6年度全国労働衛生週間について」  
特設ページをご覧ください。

特設ページ



# 令和 6 年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

## スローガン『推してます みんな笑顔の 健康職場』

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 75 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和 5 年度には 1,099 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和 5 年度には 883 件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の 96% を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業 4 日以上労働災害は、450 件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の 8 割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第 14 次労働災害防止計画（以下、「14 次防」という。）において、令和 5 年

度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

## 3 期間

- (1) 本週間：10月1日 ～ 10月7日
- (2) 準備期間：9月1日 ～ 9月30日

## 4 事業場の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）中に実施する事項

- ア 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間（9月1日～9月30日）中に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- ・重点事項
  - ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策
  - イ 指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
  - ウ 転倒・腰痛災害の予防対策
  - エ 化学物質による健康障害防止対策
  - オ 石綿による健康障害防止対策
  - カ ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策
  - キ ガイドラインに基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
  - ク 熱中症予防対策の推進
  - ケ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保等の推進
  - コ 小規模事業場における産業保健活動の充実
  - サ 女性の健康課題の理解促進

## 労働者の健康をめぐる状況等

## 1 定期健康診断有所見率(人数)の推移

別添 1

別添 2

- ① 佐賀県内における定期健康診断の有所見率（健康診断項目のうち何らかの項目について異常所見のあった者《有所見者》の割合）は、毎年全国値を上回って推移しており、令和5年は61.6%と前年から0.4ポイント増加し、全国の有所見率58.9%と比較して2.7ポイント高い結果となりました。

健康診断の実施及び実施後の適切な事後措置による健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が求められています。

- ② 佐賀県内における定期健康診断の有所見率は、令和5年、業種別では運輸交通業が最も高く、次いで建設業が高くなっています。

また、いずれの業種でも、佐賀県の有所見率が全国の有所見率を上回っています。

## 2 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償等状況

別添 3

別添 4

- ① 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下、「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数は、令和5年度は216件(全国)であり、令和4年度の194件と比べて22件の増加となりました。

「脳・心臓疾患」を予防するためには、その機序となる脂質異常症や、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病と関係が深い健康診断項目の有所見者に対して、適切な事後措置を行い、有所見状態の改善を図ることが重要です。特に、「過労死」にもつながる脳・心臓疾患に関する検査項目に着目した健康確保対策を進めましょう。

- ② 令和5年度における「精神障害に係る労災支給決定件数」は、883件(全国)であり、前年度比173件の増加でした。佐賀県内における令和5年度「精神障害に係る労災決定件数」も、前年度比10件の増加でした。

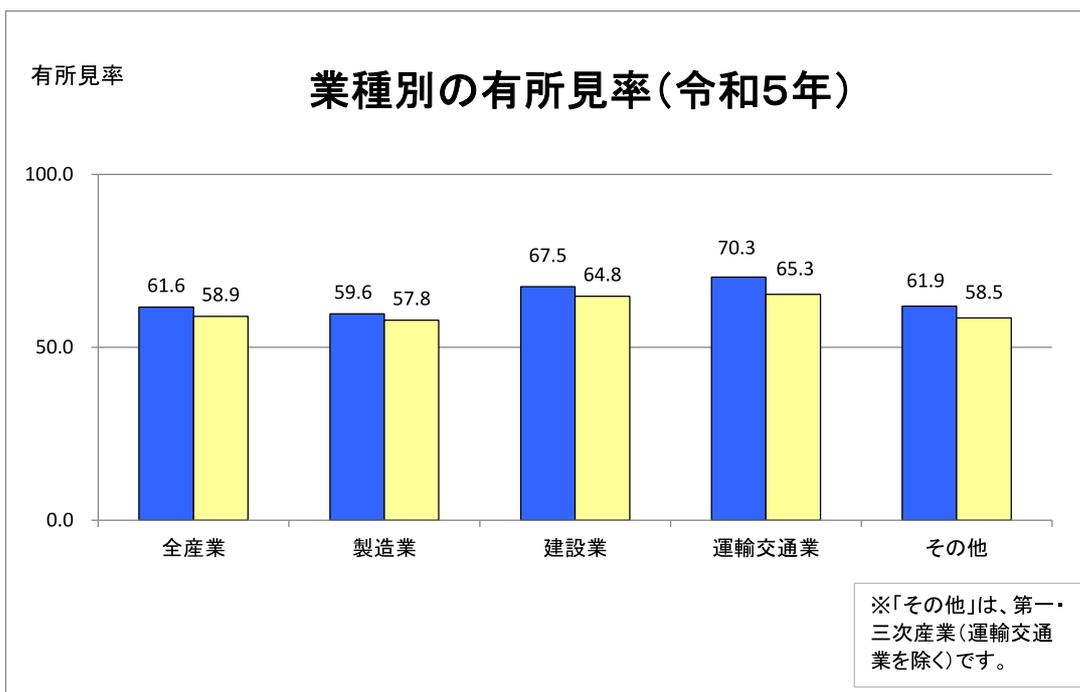
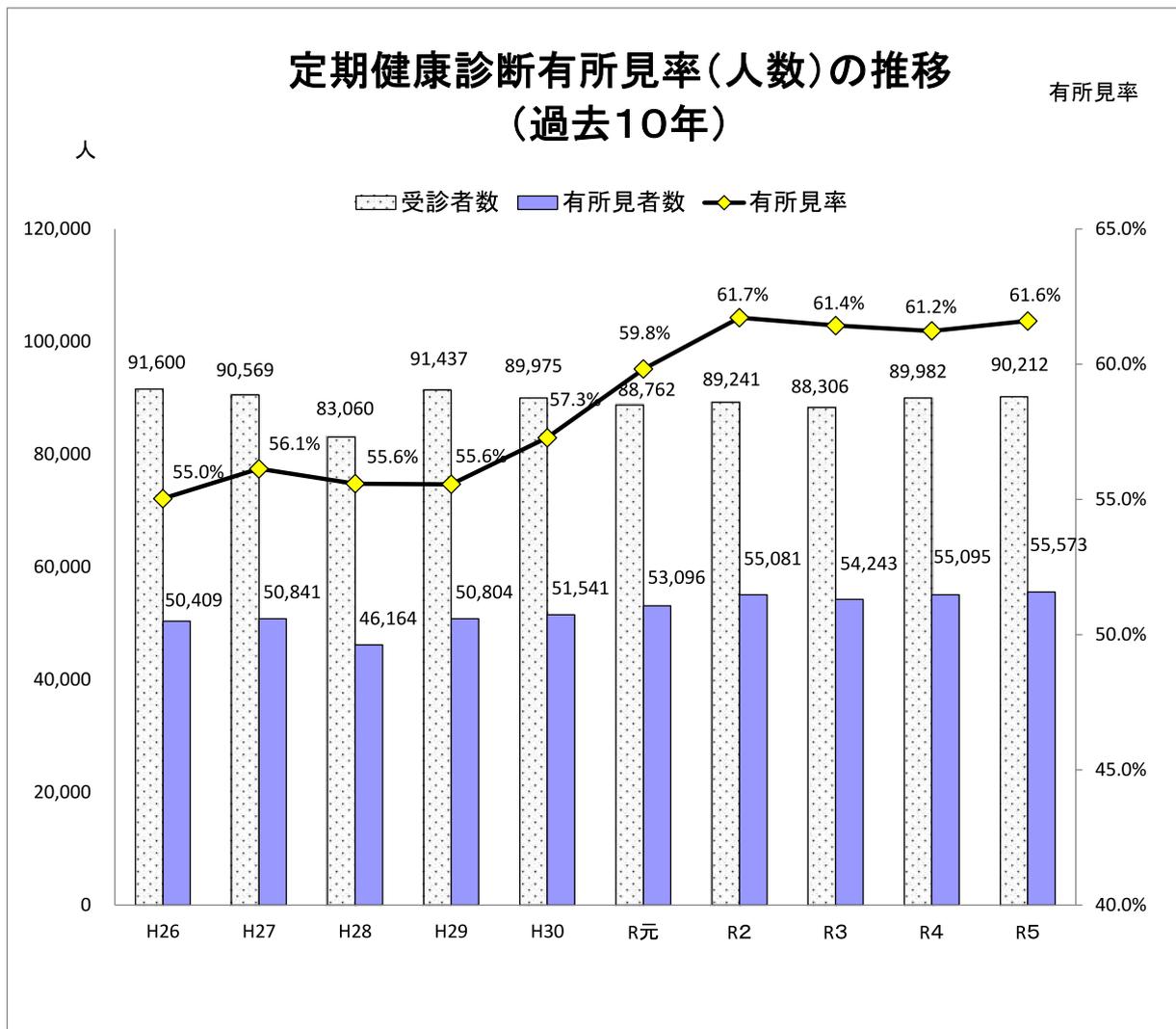
小規模事業場も含めた事業場のメンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があります。

- ③ 令和5年度における「精神障害に係る労災支給決定件数」の「出来事の類型別」（全国）で多い類型は、○仕事の量・質（仕事の内容の大きな変化等）【170件】、○事故や災害の体験（重度のケガ等）【158件】、○パワーハラスメント【157件】、○対人関係（嫌がらせ、上司とのトラブル等）【144件】でした。

佐賀県内における令和5年度「精神障害に係る労災支給決定件数」では、○仕事の量・質（仕事の内容の大きな変化等）、○事故や災害の体験（重度のケガ等）、○セクシャルハラスメントに係る「出来事の類型」で2件ずつ決定しました。

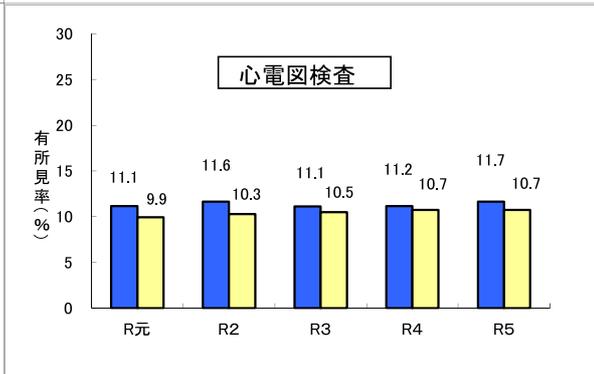
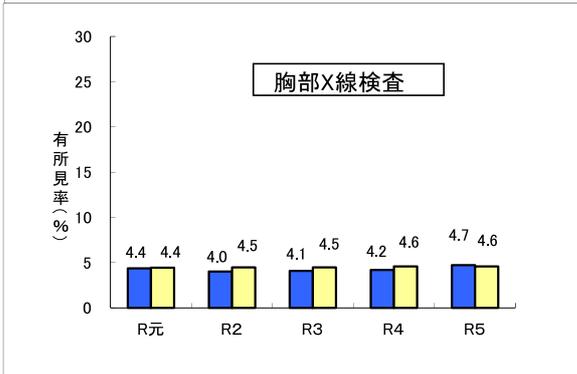
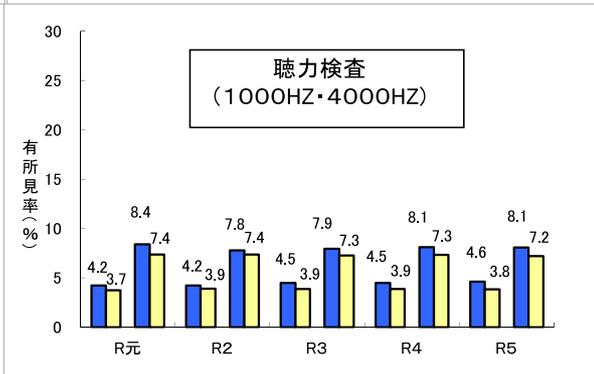
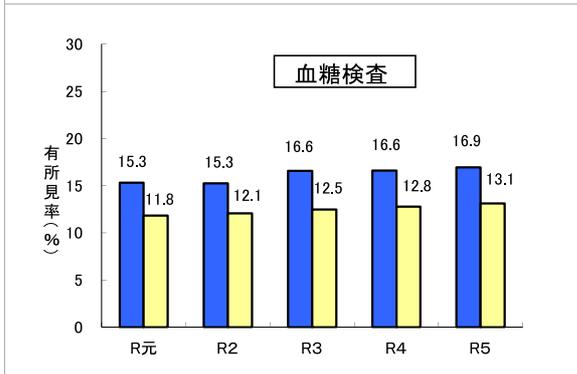
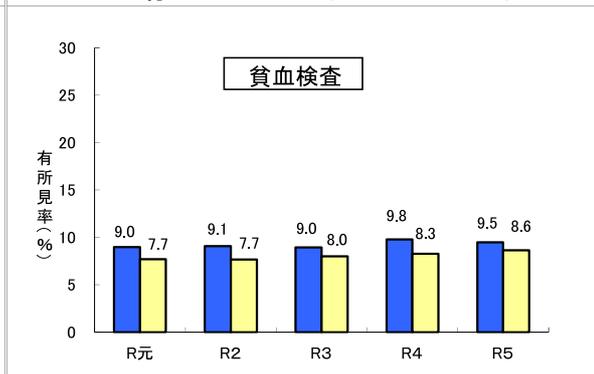
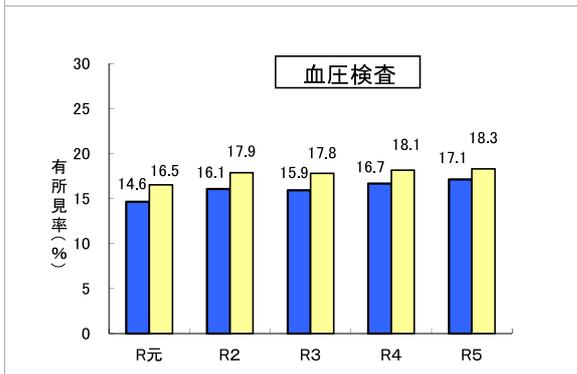
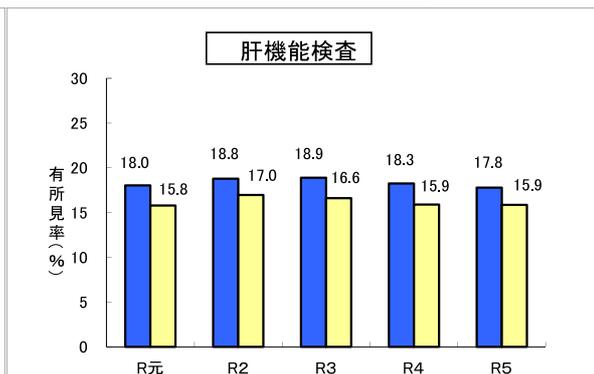
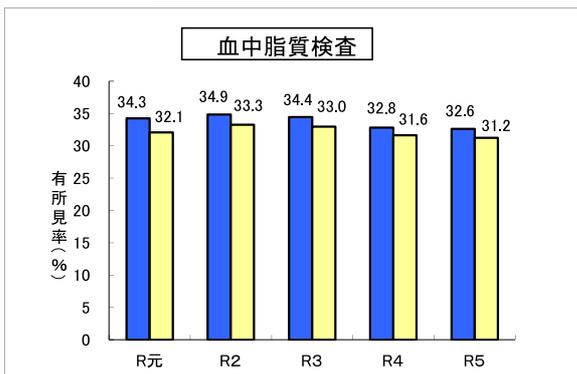
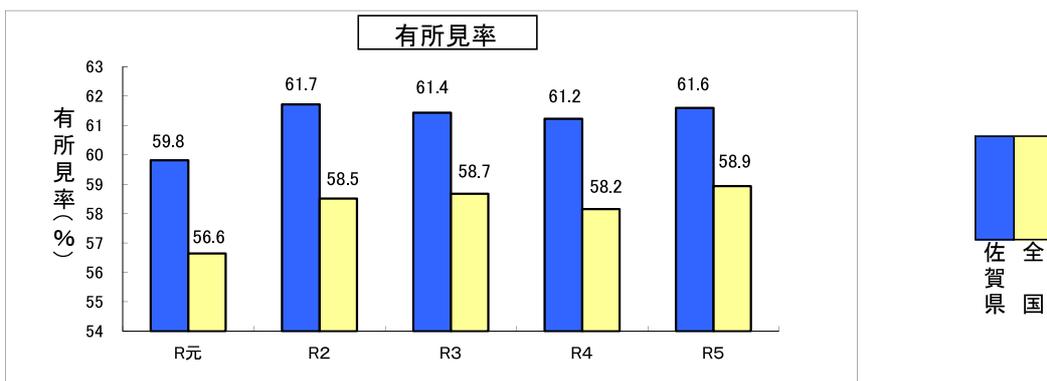
# 定期健康診断有所見率等(人数)の推移

佐賀労働局



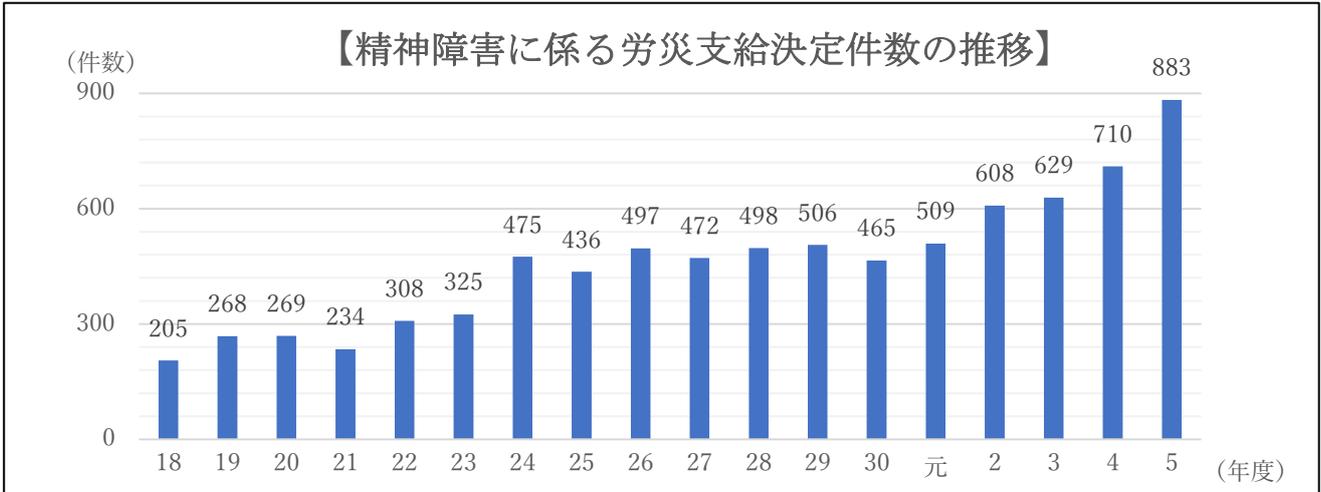
# 定期健診有所見率<佐賀県・全国>

【全産業】



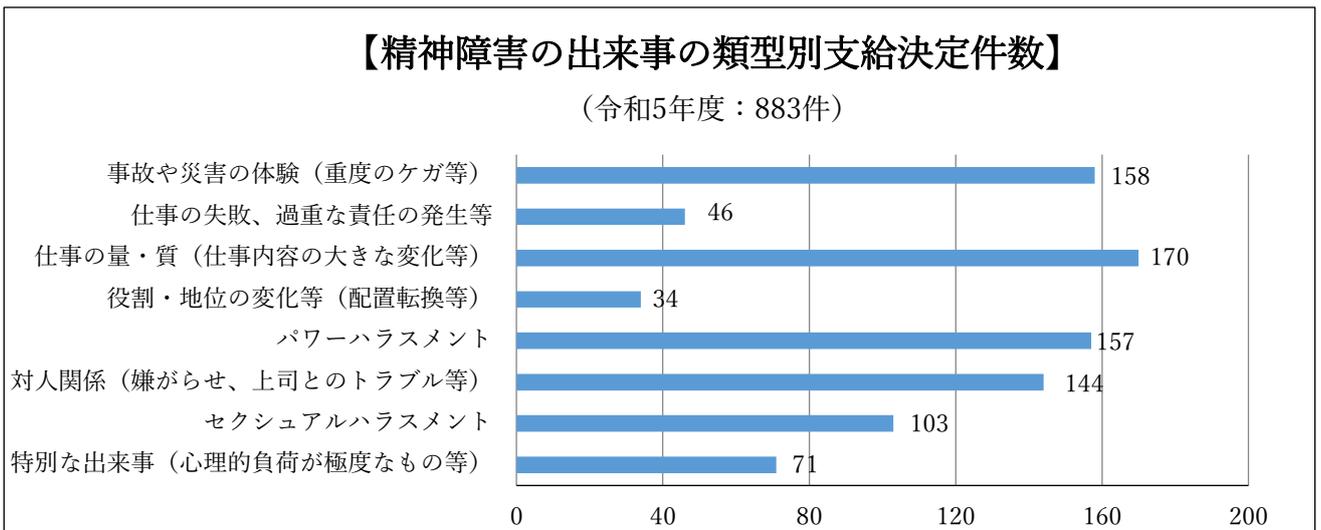
1 精神障害に係る労災支給決定件数の推移

★ メンタルヘルス対策と関係のある精神障害に係る労災補償状況は次のとおりです。



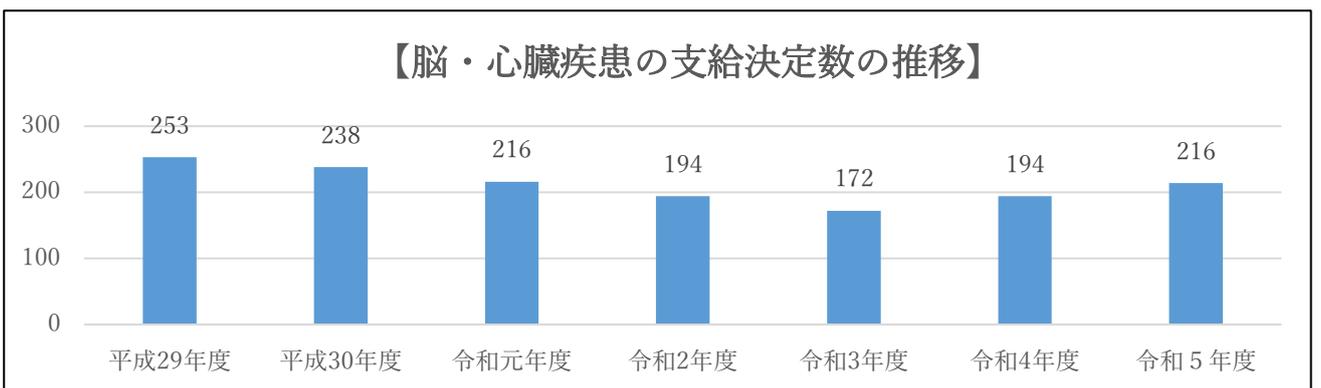
※ 令和5年度の「精神障害に係る労災支給決定件数」は883件であり、前年度比173件増であった。

2 精神障害の出来事の類型別支給決定件数 (令和5年度)



※ 令和5年度の労災支給決定件数の「出来事の類型別」について、多いのは、○仕事の質・量(仕事の内容の大きな変化等)170件、○事故や災害の体験(重度のケガ等)158件、○パワーハラスメント157件であった。

3 脳・心臓疾患の支給決定件数の推移



脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る労災補償等状況(佐賀県)

表1 脳・心臓疾患の労災補償状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳・心臓疾患	請求件数	3	2	4	6	6
	決定件数 注1	7	2	2	4	4
	うち支給決定件数 注2 [認定率] 注3	1 [14.2%]	0 [00.0%]	0 [00.0%]	2 [50.0%]	3 [75.0%]

注1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。  
 2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。  
 3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表2-1 精神障害の労災補償状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	請求件数	21	17	15	19	31
	決定件数 注1	16	21	14	10	20
	うち支給決定件数 注2 [認定率] 注3	7 [43.8%]	7 [33.3%]	5 [35.7%]	6 [60.0%]	10 [50.0%]

注1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。  
 2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。  
 3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表2-2 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事 注1	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数
1 パワーハラスメント 注1	パワーハラスメントを受けた	3	2	1	1	3	1
2 セクシャルハラスメント	セクシャルハラスメントを受けた	1	1	1	1	2	2
3 事故・災害の体験	(重度の) 病気やケガをした	1	0	1	0	3	2
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	1	1	0	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	1	0	0	0	0	0
	配属変更があった	1	1	0	0	0	0
5 仕事の失敗、過重な責任の発生等	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	1	0	0	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	0	0	1	1	0	0
	新規事業の担当になった、会社の立て直し担当になった	0	0	0	0	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	0	0	0	0	0	0
6 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	0	0	0	0	2	1
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	0	0	0	0	0	0
	2週間以上休むことによって業務を行った	0	0	1	1	1	1
7 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた 注2	0	0	1	1	2	1
	上司とのトラブルがあった	3	0	3	1	5	0
	同僚とのトラブルがあった	2	0	0	0	0	0
8 その他	その他	0	0	1	0	2	2
合計		14	5	10	6	20	10

注1 令和2年5月29日の認定基準の改正によりパワーハラスメントが追加された。  
 2 同改正により、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」から変更された。

# 佐賀県内における死亡労働災害の概要

資料3

令和6年8月22日現在

## 【令和6年】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	製造業	伊万里署	R6.1.15 14時45分頃	男 70歳代	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	被災者は、工場内の鋼板を切断する機械のコンペアー操作盤付近の床面にうつ伏せの状態で見えられ、その後死亡が確認された。発見時の状況から、機械の付属部材と当該機械近くの構造物に挟まれたものと推測される。
2	製造業	佐賀署	R6.1.25 13時15分頃	男 40歳代	交通事故(道路)	トラック	国道バイパス道路において、被災者が運転する軽トラックが中央線をはみ出し、対向車線の中型トラックと正面衝突した。被災者は帰社途中であり、軽トラックに同乗者はいなかった。
3	建設業	伊万里署	R6.2.12 13時05分頃	男 60歳代	墜落・転落	解体用機械	建物解体工事において、被災者は建屋2階にて解体用つかみ機を運転して、解体材が入ったフレコンバックの吊り輪を掴み、旋回したところ、解体用つかみ機のバランスが崩れ、機体から投げ出され1階に墜落し、落下してきた解体用つかみ機の下敷きとなったもの。
4	製造業	佐賀署	R6.7.9 15時00分頃	男 50歳代	はさまれ、巻き込まれ	エレベータ、リフト	工場内において、被災者は電動ホイストにつり下げた鉄製の搬器をガイドレールに沿って昇降させる装置を使用し、生産機械の部品を1階に下す作業中、搬器上部フレームと、昇降路に接する2階の床面に頭部を挟まれた状態で発見された。(現在調査中)
5	運輸交通業	唐津署	R6.7.25 7時10分頃	男 60歳代	交通事故(道路)	トラック	片側1車線の県道において、被災者はダンプトラックを運転し作業場所へ向かう途中、下りの緩やかな右カーブで、左側のガードレール及び道路脇の立木に激突した。 (現在調査中)
6	運輸交通業	佐賀署	R6.7.28 16時10分頃	男 50歳代	交通事故(その他)	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターを操縦して帰社途中、墜落した。 (現在調査中)

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

## 【令和5年】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	伊万里署	R5.3.9 3時20分頃	男 60歳代	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両(トラック)に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に激突された。
2	製造業	伊万里署	R5.3.30 16時00分頃	男 50歳代	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	唐津署	R5.5.22 10時15分頃	男 70歳代	転倒	整地・運搬・積込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバックを荷台から降ろす作業中、フレコンバックを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
4	製造業	佐賀署	R5.6.22 2時00分頃	男 50歳代	有害物等との接触	有害物	塗料を製造する攪拌槽(容量700リットル)内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。(有機溶剤中毒)
5	建設業	武雄署	R5.8.10 14時15分頃	男 60歳代	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた被災者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部が挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
6	建設業	佐賀署	R5.9.8 10時00分頃	男 50歳代	おぼれ	水	被災者が一人で肩掛式刈払機を使用して、法面勾配34度の農業用水路付近の除草作業を行っていたが、その後被災者が見当たらなくなったため捜索したところ、水路内でうつぶせの状態で見えなくなった被災者が発見され、その場で死亡が確認された。刈払機は被災者の肩に掛けられた状態であった。後日、死因は溺死と判明した。
7	製造業	佐賀署	R5.9.19 13時00分頃	男 60歳代	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、その後、受付伝票を事務所まで渡しに行き、歩いて作業場所に戻る途中、方向転換し後退してきたフォークリフトにはねられてひかれた。
8	商業	武雄署	R5.11.22 3時00分頃	男 70歳代	墜落・転落	通路	一人で新聞配達を行っていた被災者が、道路と配達予定先である民家の間の地面で倒れ、死亡している状態で発見されたもの。付近に被災者が使用していた自動車が停車しており、状況から道路の端から墜落したものと推測される。
9	運輸交通業	武雄署	R5.12.18 14時20分頃	男 60歳代	墜落・転落	トラック	配送先事業場敷地内において、4トンダンプトラックの運転手である被災者は当該ダンプトラックの荷台上で作業を行っていたが、被災者が荷台上で後ずさりをした際に、被災者の脚部が当該ダンプトラックのリア側のあおりに接触し、そのまま後ろ向きに約1.1メートル下の地面に墜落した。被災者は保護帽を着用していなかった。